



申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限を延長します



国税庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（および復興特別所得税）、贈与税および個人事業者の消費税（および地方消費税）の申告期限・納付期限を4月16日（木）まで延長します。

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅などからスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）することが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出する必要がなく、大変便利です。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）

- ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税など）
- ・ 住宅借入金など特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる人など

※詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

☎ 八代税務署 ☎ 0965-32-3141（自動音声案内）



戸建て木造住宅の耐震化を支援します



戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業

熊本県では、今後の地震に備え、県民が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施しています。

◆対象住宅

- ・ 熊本県内にある戸建て木造住宅
- ・ 現に住宅所有者が住んでいるもの
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工したものまたは熊本地震で罹災したことが確認できるもの
- ・ その他要件あり

◆対象者 住宅を所有している人

◆診断費用

- ・ 住宅の図面がある場合
5,500円
（現況と図面が一致し、寸法または筋かいの位置・使用が明示されている）
- ・ 住宅の図面がない場合
19,000円

【お問い合わせ・申込先】

熊本県建築住宅センター
☎ 096-385-0771



戸建て住木造住宅耐震改修等事業

耐震基準を満たしていない戸建て木造住宅の耐震化に伴う耐震改修などの経費の一部を補助します。

◆対象住宅

- ・ 町内にある戸建て木造住宅
- ・ 現に住宅所有者が住んでいるもの
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工したものまたは熊本地震で罹災したことが確認できるもの
- ・ その他要件あり

◆対象者 住宅を所有している人

◆補助内容

- 耐震改修設計 対象経費の2/3（上限20万円）
- 耐震改修工事 対象経費の1/2（上限60万円）
- 耐震設計～改修工事
対象経費の4/5（上限100万円）
- 建替え工事対象経費の4/5（上限100万円）
- ※内容により変更あり
- ※予算の範囲内での補助となります。

◆受付期限 4月22日（水）～11月13日（金）

【お問い合わせ・申込先】

建設下水道課 住宅係 ☎ 0965-52-5862

ありがとうございます「ふるさと氷川応援寄附金(ふるさと納税)」

「氷川町のために役立ててください」と、ふるさと氷川応援寄附金をいただきました。
皆さまから寄せられたご厚意は、町の発展のために有意義に活用させていただきます。

【寄附いただいた皆さま】 ※掲載の承諾をいただいた人のみ掲載しています。

(令和2年2月受付分・順不同、敬称略)

・能村 俊吾(東京都) ・梅田 多一(神奈川県) ・木村 卓(神奈川県) ・森 郁夫(神奈川県) ・梶田 穰路(埼玉県)
・竹内 良子(愛知県) ・服部 賢司(愛知県) ・神崎 貴生(大阪府) ・平垣内 稔(岡山県) ・大西 敏之(鹿児島県)

☎ 企画財政課 財政係 ☎0965-52-5850

危険物取扱者試験のご案内

消防法の規定に基づき、令和2年度第1回危険物取扱者試験が次の日程で実施されます。

◆試験の種類、試験日など

試験の種類	試験日	願書受付期間		試験地
甲種	6月7日(日)	書面申請	4月16日(木)～23日(木)	熊本市 八代市 天草市
乙種(第1～第6類)				
丙種		電子申請	4月13日(月)～20日(月)	玉名市

※詳しくは、試験案内をご覧ください。

◆願書などの配置場所

受験願書などは、(一財)消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局・熊本県内の各消防本部および熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に3月18日(水)以降配置します。

☎ (一財)消防試験研究センター熊本県支部 ☎096-364-5005

熊本市中央区九品寺1丁目11番4号 熊本県教育会館4階

第十一回特別弔慰金請求書の受付開始について

令和2年が戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

◆期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

◆対象者 戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給されます。

①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖父母または兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④その他戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた(基本的に同一の戸籍に入っていた人)に限ります。

※③、④については、戦没者などの死亡時に生まれていることが、前提となります。

◆支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

◆受付窓口 福祉課 福祉係または宮原振興局 地域振興課 総合窓口係

☎ 福祉課 福祉係 ☎0965-52-5852